

器具・容器包装についての 施策のご紹介

2025年6月1日

消費者庁食品衛生基準審査課



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

食品衛生法上の器具・容器包装の範囲について

器具

- ①飲食器
- ②割ぼう具
- ③直接接触する機械、器具等

※ ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具等は含まない



容器包装

食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのままで引き渡すもの



器具・容器包装に関する食品衛生法上の主な規定

●食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第16条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、**これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。**

**有毒有害な器具又は容器包装の
販売等の禁止**

第18条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき**規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。**

規格基準の策定

② 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

③ 器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が**第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。**ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。

ポジティブリスト制度

器具・容器包装の規格基準の概要

- ◆ 器具又は容器包装は、食品衛生法上、一律に満たすべき一般規格や、材質・用途ごと満たすべき個別規格が定められている。
- ◆ 加えて、合成樹脂については、原則として使用を禁止しつつ、個別に規格の定められたもののみ使用を認めるポジティブリスト制度が設けられている。

器具・容器包装の規格基準の全体像（イメージ）

A 一般規格

- 着色料の使用制限
- スズ・鉛等の金属の使用制限
- 第一種特定化学物質の使用禁止 等
- 器具・容器包装のポジティブリストによる管理

B 一般試験法 C 試薬・試液等

D 材質別規格

- ガラス、合成樹脂、ゴム等の材質別に設定
- カドミウム、鉛の含有量や、フェノール樹脂であればフェノールやホルムアルデヒドの溶出量 等

E 用途別規格

- レトルトパウチ、自動販売機等の用途別に設定
- レトルトパウチであれば遮光性、密閉性等。自動販売機であれば温度調整や洗浄に関する規定 等

F 製造基準：着色料の使用制限や殺菌の規定等

器具・容器包装のポジティブリスト制度

- 合成樹脂については、規格基準告示（厚生省告示第370号）別表第1に掲載されている物質のみ使用可能

別表第1

第1表

- 合成樹脂の基材（ポリマー）を規定
- エステル結合、カーボネート結合など基本構造ごとに21種類に分類。 ※具体的なモノマー等は別途通知で規定。
- 使用量の制限はない。

第2表

- 合成樹脂の添加剤を規定
- 基本的には化合物ごとに使用量及び特記事項（分子量の制限や構造の限定等、特にある場合）を規定
- 全840物質を収載（令和6年9月27日改正後）

- 別表第1に掲載されていない新規物質については、個別に申請・審査を行う安全性審査等の手続により、使用可能

※ 食品への溶出量が人の健康を損なうおそれのない量（0.01ppm）未満であれば使用可能（食品への接触がない部分に限る。）

用途別規格等の規格基準の改正

趣旨

- ✓ 平成30年の食衛法改正によって導入された合成樹脂のポジティブリスト制度については、令和5年11月30日にリストの再整理を行い、令和7年6月1日から完全施行される。
- ✓ ポジティブリスト制度の導入に伴い、従来の用途別規格等の規格基準をについて改めて整理し、必要な改正を行った。

↓ ポジティブリスト導入

A 一般規格	今回改正 B 試験法	今回改正 C 試薬・試液等
今回改正 D 材質別規格	今回改正 E 用途別規格	F 製造基準

改正内容

(1) ポジティブリスト制度導入に伴う整理

- ① ポジティブリスト制度が導入されたため、食品毎に容器包装の規格を定めてリスク管理をするのではなく、PL制度（製造管理基準含む）+材質別規格での管理に一本化（これにより、安全性が確認され他の食品に使われている容器包装も使用可能となり、食品の安全性向上のための容器包装の開発等の促進が期待される。）。
- 【改正内容】E から清涼飲料水、乳・乳製品の容器包装の規格削除およびレトルト（容器包装詰加圧加熱殺菌食品）の容器包装の一部規格を削除し、PL制度での管理を実施。

- ② ポジティブリストの対象外となっている意図せず混入する物質等への適切なリスク管理措置を強化。
- 【改正内容】D に個別規格がない合成樹脂に、意図せず混入する物質等のリスク管理として「総溶出物規格」を導入。
- ※ 個別規格のある合成樹脂は蒸発残留物試験等で対応するため現状維持とするが、将来的には「総溶出物規格」の段階的導入を想定。
- ※ 溶出試験に用いる試験溶液（食品擬似溶媒）を対象食品に近いものにする改正も併せて実施。

(2) 一部の試験法の通知化

分析技術の進歩等に臨機応変に対応し、適時適切に規格の適否判断を行えるよう、機器分析により規格が判断できる試験法を告示から通知に移行

※ 規格と試験法が一体のもの（比色法等）は告示に残す。

(3) その他、文言の統一などの所要の改正

施行時期等

- 令和7年5月30日公布（消費者庁告示第95号）、令和7年6月1日施行。ただし、規格・試験法の変更に係る規定については、令和8年6月1日から施行する。また、令和9年6月1日前に販売・製造・輸入・営業上使用されている器具又は容器包装については、従前の例によることができる。
 - なお、施行前から改正後の規格を採用することは差し支えないものとするが、その場合、部分的な変更は行わないこと。
- ※ 例えば、過マンガン酸カリウム消費量試験が本改正により削除されることから、当該規格についてのみの部分的な変更として、当該試験を実施しないこととした上で、総溶出規格については施行前であることから試験を実施しないということは認められない。